Obot AI サービス利用規約

ペンティオ株式会社

2026 年 11 月 5 日 施行

Obot AI サービス利用規約

第 1 章　総則

第 1 条（目的および適用）

1　本規約は、ペンティオ株式会社（以下「当社」といいます。）が、米国 Obot AI, Inc.（以下「Obot 社」といいます。）の販売代理店（リセラー）として契約者に提供する Obot 製品のサブスクリプションおよびこれに付随する当社のサービス（以下総称して「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

2　本規約は、本サービスの利用に関する当社と契約者との間の一切の関係に適用されます。

3　本規約は、注文書の提出をもって契約者がこれに合意したものとみなします。

第 2 条（定義）

本規約において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

（1）「Obot 製品」とは、Obot 社が提供する AI エージェント／MCP（Model Context Protocol）ゲートウェイおよびコントロールプレーン製品であって、次のいずれかの提供形態によるものをいいます。

ア　「クラウド版」：Obot 社がクラウド基盤上でホスト・運用・保守する形態

イ　「セルフホスト版」：契約者が自らの環境に Obot Enterprise Edition を導入・運用する形態

（2）「Obot 規約」とは、Obot 社が定める次の規約をいい、Obot 社により随時改定されるものを含みます。

ア　クラウド版について：Obot AI Managed Services Agreement（https://obot.ai/managed-services-agreement/）

イ　セルフホスト版について：Obot AI Enterprise License Agreement（https://obot.ai/ela/）および End User License Agreement（https://obot.ai/eula/）

ウ　いずれについても：Obot Support Terms その他上記に組み込まれる文書

（3）「利用契約」とは、本規約および注文書に基づき当社と契約者との間で成立する本サービスの利用に関する契約をいいます。

（4）「注文書」とは、当社所定の様式により、Obot 製品の種類、提供形態、ユーザー数、契約期間、利用料金、サポート形態その他の条件を記載した書面または電磁的記録をいいます。

（5）「契約者」とは、本規約に同意のうえ当社に注文書を提出し、当社が承諾した法人その他の団体をいいます。

（6）「ユーザー」とは、契約者の役員・従業員その他契約者が本サービスの利用を許諾した個人であって、利用のための認証情報を付与された者をいいます。1 ユーザーにつき 1 サブスクリプションを要します。

（7）「契約者データ」とは、契約者またはユーザーが本サービスに入力、送信、保存または処理させるデータ（AI 入力および AI 出力を含みます。）をいいます。

（8）「AI 機能」とは、本サービスを通じて利用できる人工知能、機械学習その他これに類する技術を用いた機能をいいます。

（9）「接続アプリケーション」とは、MCP サーバー、AI エージェント、AI モデルその他本サービスと連携して利用される第三者の製品・サービスをいいます。

（10）「ライセンスキー」とは、Obot 社が契約者ごとに発行する、Obot 製品の利用に必要なライセンスキー、認証情報その他の識別情報をいいます。

第 3 条（本規約と Obot 規約の関係）

1　契約者は、本サービスの利用開始に先立ち、当社所定の申し込みフォームにおいて、Obot 規約に Obot 社との間で直接同意するものとします。Obot 社は、契約者が Obot 規約に同意するまで、クラウド版の提供またはライセンスキーの発行を行いません。

2　Obot 製品の機能、性能、可用性、セキュリティ、データの取扱い、保証、知的財産権侵害に関する補償その他 Obot 製品そのものに関する契約者の権利および救済は、Obot 規約に定めるものに限られます。

3　Obot 社は、利用契約に基づくいかなる義務または責任も負いません。

4　Obot 社は、本条第 2 項および第 3 項、第 25 条第 2 項（料金不払い時の Obot 社による利用停止等）ならびに第 27 条（返金）の定めについて、民法第 537 条に定める第三者として利益を享受することができるものとし、契約者はこれをあらかじめ承諾します。

5　当社と契約者との間では、注文書、本規約の順に優先して適用されます。ただし、Obot 製品そのものに関する事項については、前各項のとおり Obot 規約が適用され、本規約または注文書は Obot 規約を変更するものではありません。

6　当社が提供する Obot 規約の日本語訳は参考訳であり、Obot 規約の解釈については英文が優先します。

第 4 条（本規約の変更）

1　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、契約者の個別の同意を得ることなく本規約を変更することができます。

（1）変更が契約者の一般の利益に適合するとき

（2）変更が契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的なものであるとき（Obot 社との販売代理店契約または Obot 規約の変更に伴う場合を含みます。）

2　当社は、前項による変更にあたり、変更の効力発生日の 60 日前までに、変更内容および効力発生日を当社ウェブサイトへの掲載または電子メールその他当社が適当と判断する方法により通知します。

第 2 章　利用契約

第 5 条（利用契約の成立）

1　利用契約は、契約者が注文書を当社に提出し、当社がこれを承諾し、かつ Obot 社が当社の発注を受諾した時に成立します。

2　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、申込みを承諾しないことがあります。この場合、当社はその理由を開示する義務を負いません。

（1）注文書に虚偽の記載、誤記または記載漏れがあるとき

（2）Obot 社が当社の発注を受諾しないとき

（3）申込者が官公庁、地方公共団体、国または地方公共団体が出資・支配する法人その他公的機関であって、Obot 社の事前承認が得られないとき

（4）申込者が第 31 条（反社会的勢力の排除）に違反するおそれがあるとき、または第 15 条（輸出管理）に定める制限対象者に該当するとき

（5）その他当社が不適当と判断したとき

3　Obot 製品の提供開始時期は、利用契約の成立および契約者による Obot 規約への同意の後、Obot 社が合理的期間内に定めるものとします。

第 6 条（契約期間および自動更新）

1　利用契約の契約期間（以下「契約期間」といいます。）は、12 ヶ月以上を基本とし注文書に定めるとおりとします。12 ヶ月を超える契約期間を希望する場合は、注文書の作成前に当社と協議するものとします。

2　契約期間満了日の 60 日前までに当社または契約者のいずれからも書面または電子メールによる更新しない旨の通知がない場合、利用契約は同一の期間で自動的に更新され、以後も同様とします。

3　前項の期限を経過した後に契約者から更新しない旨の通知があった場合でも、利用契約は更新されたものとし、契約者は更新後の契約期間に係る利用料金を支払うものとします。

4　契約期間の途中で利用契約を解約することはできません。契約者が契約期間の途中で本サービスの利用を終了した場合でも、当社は受領済みの利用料金を返還せず、契約者は契約期間満了までの利用料金全額を支払うものとします。

第 7 条（利用料金および支払）

1　本サービスの利用料金は、注文書に定めるとおりとします。

2　当社は、契約期間（更新後の契約期間を含みます。）の利用料金全額を、契約期間の開始時に一括して請求します。契約者は、当社が発行する請求書に基づき、請求月の翌月末日までに当社指定の銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。振込手数料は契約者の負担とします。

3　利用料金には消費税等は含まれておらず、契約者は利用料金に加えて消費税等を支払うものとします。

4　当社は、Obot 社の価格改定、為替相場の変動その他の事情により、更新後の契約期間および追加ユーザーに適用する利用料金を改定することがあります。この場合、当社は更新日の 70 日前までに契約者に通知します。

5　契約者が利用料金の支払を遅延した場合、契約者は支払期日の翌日から支払済みまで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

6　本規約に別段の定めがある場合を除き、受領済みの利用料金は理由のいかんを問わず返還しません。

第 8 条（ユーザー数の超過および追加）

1　契約者は、注文書に定めるユーザー数を超えて本サービスを利用してはなりません。

2　ユーザー数が注文書に定める数を超えたことが、契約者もしくは当社の確認、Obot 社の利用計測データまたはセルフホスト版のライセンス利用状況報告により判明した場合、契約者は、超過が生じた日または当社からの通知日のいずれか早い日から 30 日以内に、超過分の追加申込みを行うものとします。

3　追加ユーザーの契約期間は既存の契約期間の満了日に合わせるものとし、利用料金は残存期間に応じて日割りまたは月割りで算定します。追加申込みが行われない場合、当社は利用計測データに基づき超過分の利用料金を請求することができます。

4　契約者は、ユーザーの割当てを別の個人に変更することができますが、複数の個人で 1 つの認証情報を共有してはなりません。

第 3 章　本サービスの内容

第 9 条（本サービスの内容および変更）

1　本サービスは、Obot 製品のサブスクリプション（Obot 社が Obot 規約に基づき提供するもの）と、当社が提供する第 10 条のサポートその他注文書に定める付随サービスにより構成されます。

2　Obot 社は、Obot 規約に基づき、Obot 製品の機能を随時変更、追加または廃止することがあります。契約者は、申込み時点で一般提供されている機能に基づいて本サービスを申し込むものとし、当社または Obot 社が言及した将来の機能の提供を前提としないものとします。

3　Obot 社が提供するベータ版、プレビュー版その他の試験的な機能は、本サービスの対象外とし、現状有姿で提供されます。

4　Obot 社が Obot 製品の新規販売を終了した場合、提供済みのサブスクリプションの取扱いは Obot 規約に従うものとします。

第 10 条（サポート）

1　当社は、契約者に対し、注文書に定めるサポート形態に従い、次の一次サポートを日本語で提供します。受付時間は、当社営業日の 10 時から 17 時まで（土日祝日および当社所定の休業日を除きます。）とします。

（1）問い合わせの受付、記録および初期切り分け

（2）アカウント管理、ユーザー設定、セルフホスト版の導入・設定および利用方法に関する、ドキュメントの範囲内での回答

（3）事象の再現確認、診断情報の収集および既知の事象への対応

2　当社が一次サポートで解決できない事象は、当社が Obot 社の技術サポート（二次・三次サポート）にエスカレーションし、その回答を契約者に伝達します。Obot 社のサポートは Obot Support Terms に従い、英語で行われます。

3　Obot 社は、二次・三次サポート上の必要、セキュリティ上の問題もしくはサービス障害への対応または Obot 規約に基づく通知（メンテナンスの通知を含みます。）のため、契約者に直接連絡することがあります。

4　クラウド版において、契約者は、Obot 社がサポートのために契約者のコントロールプレーン環境（CPE）にアクセスすることを常時許可することに同意します。事案ごとアクセス許可を希望する場合は事案ごとの許可でサポートを希望する旨の書面を提出します。この場合は事象の解決が遅れることがあります。

5　当社が契約者の環境、アカウントまたは契約者データにアクセスする場合は、契約者の事前の承諾を得るものとします。

6　当社は、注文書に別途定める場合を除き、Obot 製品の導入作業、個別開発、接続アプリケーションの構築その他の作業は本サービスに含まれず、当社は別途の個別契約に基づき有償で提供します。

第 11 条（サービスレベル）

1　クラウド版の稼働率目標、メンテナンスおよび通知は、Obot 規約（Managed Services Agreement 第 10 条）の定めによります。同規約上の稼働率目標は Obot サーバーのコントロールプレーンについて月間目標値が設定されており、MCP サーバー、エージェントその他のランタイム構成要素は対象外です。

2　当社は、Obot 規約に定めるものを超えて、稼働率、応答時間、サービスクレジット、返金その他のサービスレベルを保証せず、稼働率目標が達成されなかった場合でも、当社は返金その他の金銭的補償を行いません。

3　セルフホスト版の稼働、可用性およびバックアップは、契約者の責任において管理するものとします。

第 4 章　契約者の義務および禁止事項

第 12 条（契約者の責務）

1　契約者は、次の事項について自らの責任と費用で対応するものとします。

（1）認証情報およびライセンスキーの適切な管理、ならびに不正利用を認識した場合の当社への速やかな通知

（2）ユーザーによる本規約および Obot 規約の遵守（ユーザーの違反は契約者の違反とみなします。）

（3）本サービスの適切な設定、契約者データの暗号化その他のセキュリティ対策、および契約者データの定期的なバックアップ

（4）接続アプリケーションの選定、利用条件の遵守および連携設定

（5）AI 出力の正確性、適法性および自らの用途への適合性の確認

（6）本サービスの利用に関して適用される法令（個人情報保護法、著作権法、不正競争防止法、業法等を含みます。）の遵守

2　契約者のグループ会社がサブスクリプションを利用する場合、契約者は当該グループ会社による本規約およびObot 規約の遵守を確保し、その違反について自らの違反として責任を負います。

第 13 条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、自らまたはユーザーその他の第三者をして、次の行為を行ってはなりません。

（1）本サービスまたは Obot 製品を第三者に再販、再許諾、貸与、リース、タイムシェアその他の方法で利用させること、または第三者の利益のために提供される製品・サービスの一部として利用すること（契約者のグループ会社による前条第 2 項に基づく利用を除きます。）

（2）Obot 製品の改変、翻案、翻訳、複製もしくは二次的著作物の作成、またはリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他ソースコードを取得しようとする行為（法令により認められる範囲を除きます。）

（3）競合する製品・サービスの開発、または Obot 製品の機能、デザイン等の模倣を目的として本サービスにアクセスすること

（4）当社および Obot 社の事前の書面による承諾なく、Obot 製品のベンチマーク、性能試験またはセキュリティ試験の結果を公表または第三者に開示すること

（5）ライセンスキーの改変、再発行の要求、譲渡もしくは複数環境での使用、または当社以外の経路を通じて当社から購入したサブスクリプションの更新・追加を行うこと

（6）認証情報を複数の個人で共有すること、または注文書に定めるユーザー数を超えて利用すること

（7）法令もしくは公序良俗に違反する行為、犯罪行為に関連する行為、またはこれらを助長する行為

（8）当社、Obot 社または第三者の知的財産権、プライバシー、名誉その他の権利または利益を侵害する行為

（9）児童ポルノ、詐欺、フィッシング、ねずみ講その他の違法または有害なコンテンツ・活動の送信、拡散または助長

（10）不正アクセス、マルウェアの送信、第三者システムへの過度な監視・クローリング、サービス妨害攻撃、オープンプロキシ・オープンリレーの運用その他のセキュリティを侵害する行為

（11）Obot 社が定めるリソース上限を著しく超える利用その他本サービスまたはその基盤に過度の負荷をかける行為

（12）原子力施設、航空機の運航・管制、兵器システム、生命維持装置その他誤作動が人の生命・身体または重大な財産に損害を及ぼすおそれのある用途、または人による実質的な確認を経ずに個人に法的もしくはこれと同等の重大な影響を及ぼす自動化された意思決定に本サービスを利用すること

（13）Obot 製品の提供に必要な範囲を超えて、個人情報を Obot 社に送信すること

（14）第 15 条（輸出管理および制裁）に違反する行為

（15）本サービスの運営を妨害する行為、または Obot 社もしくは当社の信用を毀損する行為

（16）その他当社または Obot 社が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為

第 14 条（違反時の措置）

1　契約者が前条の禁止事項に違反した場合、またはそのおそれがあると当社もしくは Obot 社が合理的に判断した場合、当社または Obot 社は、事前の通知なく、該当する契約者データの削除もしくはアクセスの無効化、ユーザーの利用停止その他必要な措置を講じることができます。

2　契約者は、ユーザーによる違反を認識した場合、直ちに当該ユーザーの本サービスへのアクセスを停止するものとします。

第 15 条（輸出管理および制裁）

1　契約者は、本サービスの利用にあたり、外国為替及び外国貿易法、米国輸出管理規則（EAR）、米国財務省外国資産管理局（OFAC）の制裁規則その他適用される輸出管理・経済制裁関連法令を遵守するものとします。

2　契約者は、自らおよびユーザーが、包括的制裁対象国・地域に所在もしくは居住する者、または米国の制裁対象者リスト（SDN リスト、Entity List 等）に掲載された者もしくはその支配下にある者に該当しないことを表明し、保証します。

3　契約者は、大量破壊兵器の開発その他禁止された最終用途のために本サービスを利用してはなりません。

第 5 章　利用停止、データおよび個人情報

第 16 条（当社または Obot 社による利用停止）

1　当社または Obot 社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者への通知のうえ（緊急を要する場合は事後の通知により）、本サービスの全部または一部の提供を停止することができます。

（1）契約者またはユーザーの利用が、本サービス、Obot 社もしくは第三者に対するセキュリティ上のリスクをもたらし、または他の利用者のシステムに悪影響を及ぼすおそれがあるとき

（2）契約者が本規約または Obot 規約に違反したとき

（3）Obot 規約に基づき Obot 社が利用停止を行うとき

（4）その他 Obot 製品の提供を継続することが困難であるとき

2　前項による停止期間中も、契約者は利用料金の支払義務を免れません。

第 17 条（契約者データ）

1　契約者データに関する権利は、契約者または正当な権利者に帰属します。

2　クラウド版における契約者データの保管、処理、セキュリティおよび保管場所（契約者が選択するクラウド事業者のリージョン）は、Obot 規約の定めによります。Obot 規約上、Obot 社は、契約者の事前の書面による同意なく、契約者データを Obot 社または第三者の基盤モデルの学習・改善に利用しないものとされています。

3　セルフホスト版における契約者データは、契約者の環境において契約者の管理下にあり、当社および Obot 社は、契約者が診断目的で提供する情報を除きこれにアクセスしません。

4　当社は、利用契約上、契約者データにアクセスまたはこれを利用する権利を有せず、契約者データの保存義務を負いません。

5　契約者は、契約期間の満了または利用契約の終了前に、自らの責任で契約者データをエクスポートするものとします。契約終了後、Obot 社は契約者データを保持する義務を負わず、これを削除することがあります。当社および Obot 社は、当該削除について責任を負いません。

第 18 条（個人情報の取扱い）

1　当社は、利用契約の締結・履行に関して取得する契約者の担当者の氏名、所属、役職、業務用メールアドレス、電話番号その他の連絡先情報（以下「担当者情報」といいます。）を、当社のプライバシーポリシーに従い取り扱います。

2　契約者は、当社が、本サービスの発注、Obot 製品の提供開始、サポート、契約管理および販売代理店の変更に伴う引継ぎの目的で、担当者情報を米国に所在する Obot 社に提供することに同意し、担当者情報の本人から必要な同意を取得したことを表明します。当社は、個人情報の保護に関する法律第 28 条第 2 項に基づき、提供先の外国の名称（アメリカ合衆国）、当該外国の個人情報保護制度に関する情報および Obot 社が講ずる個人情報保護措置に関する情報を、当社ウェブサイトにて提供します。

3　契約者は、Obot 製品の提供に必要な範囲を超えて、契約者、ユーザー、契約者の顧客その他の者の個人情報を Obot 社に送信しないものとします。誤って送信した場合、Obot 社は Obot 規約に基づきこれを削除することがあります。

4　契約者データに個人情報が含まれる場合、その取扱いに関する個人情報保護法上の責任は契約者が負います。

第 6 章　権利、保証および責任

第 19 条（秘密保持）

1　当社および契約者は、利用契約に関連して相手方から開示された技術上、営業上その他の情報であって、開示時に秘密である旨が明示されたもの、または開示の状況から合理的に秘密と判断されるもの（利用契約の条件を含みます。以下「秘密情報」といいます。）を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏えいせず、利用契約の目的以外に使用しないものとします。

2　前項にかかわらず、当社は、本サービスの提供に必要な範囲で Obot 社に秘密情報を開示することができます。

3　次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれません。

（1）開示時に既に公知であったもの、または開示後に受領者の責めによらず公知となったもの

（2）開示時に受領者が既に保有していたもの

（3）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得したもの

（4）秘密情報によらず独自に開発したもの

4　法令または裁判所・行政機関の命令により開示を求められた場合、受領者は、可能な範囲で事前に相手方に通知のうえ、必要最小限の範囲で開示することができます。

5　本条の義務は、利用契約終了後 3 年間存続します。

第 20 条（知的財産権）

1　Obot 製品、ドキュメントその他これらに関する一切の知的財産権は、Obot 社またはそのライセンサーに帰属します。本規約において「購入」「販売」等の用語を用いる場合でも、Obot 製品の所有権その他の権利が契約者に移転するものではなく、契約者には Obot 規約に定める利用権のみが付与されます。

2　当社が作成し契約者に提供した資料に関する知的財産権は、当社に帰属します。

3　Obot 製品に含まれるオープンソースソフトウェアは、各ライセンス条件に従います。

4　契約者が当社または Obot 社に対して任意に提供した意見・提案（フィードバック）は、当社および Obot 社が無償で自由に利用できるものとします。

第 21 条（保証の否認）

1　Obot 製品に関する保証は、Obot 規約に定めるものに限られ、Obot 社から契約者に対して直接提供されます。当社は、Obot 製品について独自の保証を行いません。

2　当社は、本サービスについて、中断しないこと、エラーがないこと、完全・正確であること、特定の目的に適合すること、AI 出力が正確または有用であること、および契約者に適用される法令・業界ガイドライン・認証基準に適合することを保証しません。

3　当社は、接続アプリケーションその他第三者の製品・サービスの動作、可用性、セキュリティまたは内容について、いかなる保証も行わず、責任を負いません。

4　当社は、契約者の特定の用途への本サービスの適合性について、Obot 規約およびドキュメントに記載された内容を超えて表明・保証を行いません。

第 22 条（当社の責任の制限）

1　当社は、本サービスに関して当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合、契約者に現実に生じた直接かつ通常の損害に限り、賠償責任を負います。

2　前項に基づく当社の賠償責任の総額は、損害発生の原因となった事由が生じた日の直前 12 ヶ月間に、当該損害に係る本サービスについて契約者が当社に支払った利用料金の総額を 12 で除した額の 3 倍に相当する金額を上限とします。

3　当社は、逸失利益、事業機会の損失、データの消失・破損、営業の中断、間接損害、特別損害、付随的損害および懲罰的損害について、予見可能性の有無を問わず責任を負いません。

4　Obot 製品の不具合、障害、停止、セキュリティインシデントその他 Obot 製品そのものに起因する損害については、契約者は Obot 規約に基づき Obot 社に対して請求するものとし、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

5　前各項の規定は、当社の故意または重大な過失による損害については適用しません。

第 23 条（第三者の知的財産権侵害）

1　Obot 製品が第三者の知的財産権を侵害するとして契約者が第三者から請求を受けた場合の防御、補償、代替措置および返金は、Obot 規約（Managed Services Agreement 第 15 条等）に定めるところにより、Obot 社が契約者に対して直接行います。

2　契約者は、前項の請求を受けた場合、Obot 規約に定める期限（受領後 15 日以内等）までに Obot 社に通知する必要があることに留意し、あわせて当社にも速やかに通知するものとします。当社は、契約者と Obot 社との連絡を合理的な範囲で支援します。

3　当社は、第 1 項の請求について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

第 24 条（契約者による補償）

1　契約者は、次の各号のいずれかに起因または関連して当社または Obot 社が第三者（行政機関を含みます。）から請求を受けた場合、当社または Obot 社が被った損害、損失、費用（合理的な弁護士費用を含みます。）を補償し、当社および Obot 社を防御するものとします。

（1）契約者またはユーザーによる本規約、Obot 規約または法令の違反（第 13 条の禁止事項への違反を含みます。）

（2）契約者データ（AI 入力を含みます。）が第三者の権利を侵害し、または法令に違反すること

（3）契約者による接続アプリケーションの利用

（4）第 18 条第 3 項に違反して個人情報を Obot 社に送信したこと

（5）契約者が AI 出力を利用したことにより生じた結果

2　当社は、前項の請求を受けた場合、契約者に速やかに通知し、契約者は当社の求めに応じて防御に協力するものとします。

第 7 章　契約の終了

第 25 条（料金不払い時の取扱い）

1　契約者が利用料金の支払を遅延し、当社からの催告後 10 日以内に支払わない場合、当社は本サービスの提供を停止することができます。

2　当社の Obot 社に対する支払が行われない場合、Obot 社は、契約者に対する 10 日前の通知のうえ、当該サブスクリプションの利用を停止し（セルフホスト版においてはライセンスキーの停止または更新拒否を含みます。）、または契約者に対し残存期間について直接の契約を申し出ることがあります。契約者はこれをあらかじめ承諾します。

第 26 条（解除）

1　当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告なく、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができます。

（1）本規約または Obot 規約に違反し、当社からの是正の催告後 30 日以内に是正しないとき（第 13 条第 1 号ないし第 5 号、第 14 号または第 31 条への違反については催告を要しません。）

（2）支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき

（3）差押え、仮差押え、仮処分、強制執行または競売の申立てを受けたとき

（4）手形または小切手が不渡りとなったとき

（5）解散、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、または合併（当社の合理的判断により利用契約の継続に支障があるもの）を決議したとき

（6）その他利用契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

2　前項により利用契約が解除された場合、契約者は期限の利益を喪失し、契約期間満了までの利用料金その他当社に対する一切の債務を直ちに支払うものとします。

3　契約者は、当社が本規約に重大な違反をし、契約者からの是正の催告後 30 日以内に是正しない場合、利用契約を解除することができます。

第 27 条（返金）

Obot 規約に基づき、Obot 社がサブスクリプションについて返金またはクレジットを行う場合（Obot 社の重大な違反による契約者の解除、クラウド版の提供終了、知的財産権侵害に伴う措置等）、契約者は、Obot 製

品に関する返金・クレジットについては Obot 社に対して直接請求するものとし、Obot 社が本条に基づき契約者に支払いまたはクレジットを行ったことをもって、Obot 社の返金義務は履行されたものとします。

第 28 条（契約終了後の措置）

1　利用契約が終了した場合、契約者は直ちに本サービスの利用を停止し、セルフホスト版については、Obot 規約に従い Obot 製品の使用を停止し、ライセンスキーおよび複製物を削除するものとします。

2　第 3 条第 2 項から第 4 項、第 6 条第 4 項、第 7 条第 5 項・第 6 項、第 13 条、第 17 条第 5 項、第 19 条から第 24 条、第 27 条、第 28 条および第 32 条から第 35 条の規定は、利用契約の終了後も効力を有します。

第 8 章　一般条項

第 29 条（不可抗力）

天災地変、戦争、テロ、暴動、感染症の流行、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、サイバー攻撃、クラウド事業者・通信事業者の障害、Obot 社の事業上の事由その他当社の合理的な支配を超える事由により本サービスの全部または一部の提供が遅延または不能となった場合、当社はその責任を負いません。

第 30 条（再委託）

当社は、本サービスの提供に必要な業務の全部または一部を、Obot 社その他の第三者に委託することができます。

第 31 条（反社会的勢力の排除）

1　当社および契約者は、自らおよびその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約します。

2　当社および契約者は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為、風説の流布・偽計・威力を用いて相手方の信用を毀損しまたは業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。

3　当社および契約者は、相手方が前 2 項に違反した場合、何らの催告なく直ちに利用契約を解除することができ、これにより相手方に生じた損害を賠償する責任を負いません。

第 32 条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、利用契約上の地位または利用契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはなりません。

第 33 条（通知）

1　当社から契約者への通知は、注文書に記載された契約者の連絡先への電子メールの送信、書面の送付または当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法により行います。

2　契約者は、連絡先に変更があった場合、速やかに当社に通知するものとします。

第 34 条（準拠法および合意管轄）

1　利用契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。

2　利用契約に関して当社と契約者との間で生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3　契約者と Obot 社との間の関係については、Obot 規約に定める準拠法（米国カリフォルニア州法）および管轄が適用されます。

第 35 条（協議）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた事項については、当社および契約者が誠実に協議のうえ解決するものとします。

附則　本規約は 2026 年 11 月 5 日から施行します。